

間口除雪について（令和2年度）

高齢者世帯や身体に障害のある方の世帯が冬期間も安心して暮らせるよう、間口除雪事業を実施します。対象となる方は市が除雪する路面（歩道除雪路線は除く）に面する一戸建て住宅にお住まいで、自力で除雪作業が困難な次の世帯の方です。

対象地域 市が除雪する路線（車道）に面する全区域の1戸建て住宅

対象世帯 ①70歳以上（昭和26年4月1日以前に生まれた方）で構成されている世帯
② 身障手帳の等級が1・2級の方で構成されている世帯
③ ①および②の方で構成されている世帯

費用負担 サービスを利用する場合、次の区分で負担金を納入していただきます。
（冬期間1シーズンの負担額です）

① 生活保護世帯	無 料
② 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の者でのみ構成されている市民税非課税世帯	1万円
③ ②以外の市民税非課税世帯	1万2千円
④ 市民税課税世帯（①～③以外の世帯）	2万4千円

申し込み期間 10月2日（金）から 10月30日（金）まで

サービス利用の決定

後日、サービス利用の可否を通知します。その中でお知らせする期間内に負担金を納入いただいて、サービス利用が決定されます。

【間口除雪事業ご利用上の注意事項】

1) 間口除雪の方法について

- (ア) 間口除雪の実施時期は、12月1日から3月31日までです。
- (イ) 除雪車が行った車道除雪後の残雪を除雪いたします。
ただし、玄関前の1箇所のみとし、車庫前や玄関先までの通路の除雪は行いません。
- (ウ) 間口除雪の幅は、概ね2.7mを上限としますので、それ以上の間口幅の除雪はいたしません。
- (エ) 実施時間は、車道除雪の行われた後とし、時間指定はできません。
- (オ) 除雪した雪は、利用者の方の敷地内の間口付近に置かせていただき、排雪は行いません。

2) 利用者負担金の還付について

利用される方が、間口除雪実施前（11月30日まで）に何らかの事由によりサービス利用辞退の申し出があった場合は、納められた負担金を還付いたします。

なお、利用開始後中止にした場合は、原則として負担金の還付はいたしません。

【お問合せ】 高齢福祉課 高齢福祉係
電話 0126-62-3156